

奈良県告示第四百七十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

平成二十九年三月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 形質変更時要届出区域として指定する区域 橿原市四条町八八番、一七七番一及び一七七番三の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒^ひ素及びその化合物

土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物